

# 蕪崎市男女共同参画年次報告

## (平成28年度推進状況)

蕪崎市

## <目次>

|                         |    |
|-------------------------|----|
| はじめに                    | 1  |
| 計画の体系（第2次韮崎市男女共同参画推進計画） | 2  |
| 平成28年度主要事業実施状況一覧        | 3  |
| 数値目標・実績                 | 17 |

## はじめに

蕪崎市においては、平成 15 年 3 月に「蕪崎市男女共同参画推進計画 輝いて、ひらめいて、蕪崎プラン」、平成 18 年 4 月に「蕪崎市男女共同参画推進条例」を施行いたしました。様々な分野において男女共同参画社会の実現に向けた推進施策に取り組むとともに、本条例では、男女参画の推進状況等について年次報告書を作成し、公表することとされたところで

蕪崎市男女共同参画推進条例 抜粋

(男女共同参画の推進状況等の公表)

第 18 条 市長は、毎年度、男女共同参画の推進に関する施策の実施状況について公表するものとする。

平成 25 年 3 月には、現在の社会情勢等を踏まえ、今後取り組むべき男女共同参画社会実現のための施策を一層推進するため、「第 2 次蕪崎市男女共同参画推進計画 男と女、ともに煌く夢プラン」を策定いたしました。本プランでは、「男女が互いに認め合い、協働するまち・蕪崎」を基本理念とし、平成 25 年度から平成 34 年度までの 10 年間に計画期間として、各種施策を展開することを掲げています。

本報告書は、第 2 次プランにおける具体的施策の推進状況を取りまとめたものです。関係機関、団体並びに各部署において、男女共同参画の推進について理解を深め、行動するための参考として役立てていただけますようお願い申し上げます。

# 第2次計画の体系

| 総合目標                 | 基本目標             | 数値目標 (H34)                |                      | 施策  | 施策の内容 (抜粋)  |
|----------------------|------------------|---------------------------|----------------------|---|---|
|                      |                  | 項目                        | 現状 (H23)             |   |   |
| 男女が互いに認め合い、協働するまち・生涯 | 男女共同参画の意識づくり     | 男女共同参画推進条例の浸透             | -                    | 50%   | 男女共同参画についての意識啓発<br>男女共同参画フォーラムを開催し、男女共同参画への理解促進を図ります。<br>地域で開催されるイベント等を通じ、男女共同参画の啓発活動を行います。   |
|                      |                  | 「男は仕事、女は家庭」と考える市民の割合      | 46.5%                | 35%   | 教育における男女共同参画の推進<br>固定的な性別役割分担意識の見直しと、一人ひとりの個性と能力が発揮でき、多様な生き方ができるような意識づけをめざした教育・保育の充実を図ります。<br>児童・生徒の一人ひとりが主体的に多様な選択ができるよう、児童・生徒の体験や活動を支援し、男女平等の意識や職業に対する正しい知識と理解の浸透を図ります。<br>さまざまな世代が参加できる講座等を開催し、社会教育における男女共同参画を推進します。 |
|                      |                  |                           | 情報発信における人権の尊重        | 市が発行する広報紙や印刷物、HP等において、性別による偏りがないか点検し、不適切なものについては是正します。  |   |
|                      |                  |                           | 国際社会の取り組みとの同調        | 男女共同参画に関する国際社会における取り組みの動向、成果等の情報を収集し、啓発します。<br>男女共同参画に関する国際社会の動向を踏まえた取り組みの推進に努めます。  |   |
|                      | 庭男女がともに推進し、助け合う家 | 「男性が家事・育児を行うこと」に賛成する男性の割合 | 家事 77.4%<br>育児 79.3% | 家事90%<br>育児90%  | 男女がともに家庭責任を担える人づくり・環境づくり<br>家庭における役割を、性別で固定的に分担する意識を見直し、男女が共同で行えるよう、講座の開催や意識啓発を通して是正します。<br>家事・子育て・介護等に関する男性の意識と能力の向上を支援するための講座等を開催するなど、男女が協働して家事・育児・介護へ参画するための学習の機会や啓発を推進します。  |
|                      |                  | ファミリーサポートセンター会員数          | 208人                 | 300人  | 子育てがしやすい社会環境の整備<br>男女がともに安心して子育てできるように、放課後児童対策の充実を図るとともに、きめ細かな保育サービスの提供を行います。<br>子育て不安など、子どもや家庭に関する相談に対応するとともに虐待等に関しては、関係機関や地域サポートの連携のもと実態把握や未然防止、支援を充実します。   |
|                      |                  | 認知症サポーター育成講座受講者数          | 1,110人               | 1,300人  | 介護を支える社会環境の整備<br>高齢者が要介護にならないように予防することや、心身の機能が低下しても可能な限り住み慣れた地域で自立した生活を送ることができるよう介護保険サービス等の充実と適切な利用促進を図ります。<br>家族介護者が各種のサービスを有効に活用して負担軽減することができるよう図ります。   |
|                      | りやの地女が促進社会づくりに担  | 市の審議会等における女性委員の割合         | 23.4%                | 30%   | 政策・方針決定過程への男女共同参画の促進<br>審議会等の委員構成が、男女どちらかの性別に偏りがないよう、各審議会等委員の選出方法の見直し等を行います。<br>男女平等の管理職登用を推進します。   |
|                      |                  | 自治会長に占める女性の割合             | 2%                   | 5%  | 各団体、グループ等の活動の方針決定の場へ男女がともに参画できるよう促進します。   |
|                      |                  | 地域減災リーダーに占める女性の割合         | -                    | 50%   | 地域活動への男女共同参画の促進<br>男女の協力による地域の活性化を図るため、固定的な性別役割分担意識にもとづく、地域のしきたりや慣習を見直すための啓発を行います。<br>男女の枠を超えた住民活動の充実を図るため、地域における仕組みづくりや講座・イベントなどを開催します。<br>地域課題に対し、性別にとらわれない多様な考え方が活かされるよう地域への働きかけを行うとともに、人材育成を推進します。                  |
|                      | 境きや女が整すも職場環境     | 25～40歳における女性の就業率          | 63%                  | 70%   | 職場における男女平等の確保<br>「労働基準法」や「男女雇用機会均等法」など男女共同参画の関係法令について周知徹底を図ります。<br>多様な労働形態について理解を深められるよう、企業等に対して啓発活動を行います。  |
|                      |                  | 市の男性職員の育児休業取得率            | -                    | 10%   | ワーク・ライフ・バランスの推進<br>時間外労働の改善に向けた広報の推進やフレックスタイム制など多様な働き方を普及します。<br>働く男女が安心して、育児・介護を行うことができるよう、関係機関と連携して、育児・介護休業制度の普及啓発を行います。  |
|                      |                  | 市の管理職（一般行政）に占める女性の割合      | 2.4%                 | 10%   | 企業における、男女共同参画の推進が、企業イメージの向上につながることを啓発します。   |
|                      | 人権が尊重される社会の形成    | 特定健診受診率（40～70歳）           | 42.1%                | 60%   | 生涯を通じた健康づくり支援<br>男女が生涯にわたって心身ともに健康に過ごせるよう、健康診査や検診の受診を促進し、また、性差に応じて相談、支援を行います。<br>健康づくりのためのスポーツ教室・健康相談などを定期的実施します。<br>妊娠・出産期の女性を対象とした健康診査、相談、指導等を充実し、安全な出産に向けた健康管理を支援するとともに、妊娠・出産・子育て等への男性の理解と協力を促進します。                  |
|                      |                  |                           |                      |   | 性の尊重についての意識の浸透<br>乳幼児の病気や障害の予防、早期発見、相談、指導などにより、健やかな育児・発達を支援するとともに、親の育児不安の解消を図ります。<br>各ライフステージに応じて、お互いの身体的特徴を十分に理解し、正確な知識を持ち、お互いの性を尊重することができるよう啓発します。<br>性と生殖についての学習機会の充実とともに、エイズなどの感染症の正しい知識の普及・啓発を推進します。               |
| 乳がん、子宮頸がんの検診受診率      |                  | 乳がん 33%<br>子宮頸がん 22%      | 乳がん 50%<br>子宮頸がん 50% | 各関係機関との連携のもと、喫煙、過度の飲酒、薬物乱用や薬物依存による身体への影響についての指導や啓発を行います。<br>学校教育において、児童・生徒が発達段階に応じた性知識、生命の尊重や男女平等意識、性に関して自ら考え判断する能力を身につけられるよう、性教育を推進します。  |   |
|                      |                  |                           |                      | あらゆる暴力の根絶<br>暴力は人権を侵害するものであるとの認識を浸透させ、あらゆる暴力の根絶に向けた啓発を推進します。<br>配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律やストーカー規制法等を周知します。<br>男女間のあらゆる暴力に対処する法制度など、必要な情報を被害者のさまざまな立場に配慮して的確に提供します。<br>県の母子生活支援施設など既存の施設や制度を活用しつつ、被害者の保護と自立支援を行います。<br>暴力に関する専門相談の充実や相談業務に携わる関係機関の連携の強化を図り、暴力の被害に悩む人への支援に努めます。また、二次被害防止の観点から被害者と接することとなる関係者への十分な啓発を行います。<br>学校や職場等への働きかけを行い、学校や職場等におけるセクハラ防止対策の徹底を促します。<br>セクハラ等の被害にあった場合の相談窓口について周知を図り、必要な情報提供や援助を幅広く行います。<br>庁内における差別的な待遇やセクハラ等の問題の解決を図るための窓口を設け、敏速かつ適切な対応を図ります。 |   |

基本目標1. 男女共同参画の意識づくり

| 施策              | 施策の方向                         | 事業の内容   | 具体的な事業名<br>又は施策   | 具体的な事業又は施策の内容  | 実績   | 担当課   |
|-----------------|-------------------------------|---|---|--|--|-------|
| 男女共同参画についての意識啓発 | 男女共同参画に関する啓発の積極的な推進           | 啓発紙の発行と内容の充実<br>(推進だより等の作成)                                   | 男女共同参画社会<br>づくり事業   | 葦崎市の男女共同参画社会実現を<br>目指し、条例及び計画に基づいた<br>推進を行う。男女共同参画推進委<br>員を中心に、様々な分野における<br>推進のための啓発活動を行う。   | 男女共同参画フォーラムの開催<br>推進委員会活動報告、基調講演<br>開催日 平成29年1月22日(日)<br>参加者 191名<br>円野町かかしまつりへの出展による啓発活動<br>男女共同参画をテーマにしたかかしを制作<br>男性の料理教室の開催<br>実施日 平成28年11月19日(土)<br>環境の視点からまちづくり<br>市ごみアクションプランについて学び、施<br>設見学(エコパークたつおか)を実施<br>結果はフォーラムにて発表   | 企画財政課 |
|                 |                               | 葦崎市男女共同参画推進条例の周<br>知・啓発                                       |   |  |  |       |
|                 |                               | 広報・HP を通じた啓発  |   |  |  |       |
|                 |                               | 男女共同参画フォーラムの開催  |   |  |  |       |
|                 |                               | 各種イベントにおける啓発<br>(かかし祭り等)                                      |   |  |  |       |
| 教育における男女共同参画の推進 | 男女平等やジェンダーの視点<br>に立った教育・保育の推進 | 多様な生き方ができるような意識づ<br>けをめざした教育・保育の充実<br>人権教育における男女共同参画意識<br>の浸透 | 保育園運営事業   | 性別によらず、一人ひとりの個性<br>と能力が発揮できるような保育を<br>推進する。  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・保育園数 5園<br/>園児定員 620名<br/>年度末園児数 533名(広域入所を含<br/>む)</li> <li>年間延べ人員 6,312名</li> <li>・保育時間等(延長含む)<br/>7:30~19:00まで保育 4園<br/>8:00~18:00まで保育 1園</li> <li>・一時預り(穴山保育園)<br/>延べ利用者数 261名</li> <li>・一時預り(すずらん保育園)<br/>延べ利用者数 871名</li> <li>・病児・病後児保育所<br/>H23.9~開設(市立病院内)<br/>延べ利用者数403名</li> </ul> | 福祉課   |
|                 |                               |   | 男女混名簿の活用<br>促進<br>学校教育における<br>男女平等教育の促<br>進<br>小・中学校におけ<br>る人権教育の充実 | 男女性差をなくした学校生活環境<br>を提供する。<br>学校教育活動全体を通して、男女<br>平等の精神を培うとともに、人権<br>教育の充実を図り、実践的な態度<br>を育成する。 | 全小学校で実施<br>教育課程の中に位置づけて実施<br>教育課程の中に位置づけて実施  | 教育課   |

基本目標1. 男女共同参画の意識づくり

| 施策              | 施策の方向                           | 事業の内容                      | 具体的な事業名<br>又は施策   | 具体的な事業又は施策の内容  | 実績   | 担当課   |
|-----------------|---------------------------------|----------------------------|-------------------|--|--|-------|
| 教育における男女共同参画の推進 | 講演会や学習の機会を通じた、社会教育における男女共同参画の推進 | 生涯学習施設等における啓発講座の開催（地区推進活動） | 男女共同参画社会づくり事業（再掲） | 男女共同参画推進委員が、各地区において推進活動を行う。  | 推進委員による各地区推進活動<br>生涯学習推進の集い等での講演や会話劇等  | 企画財政課 |
|                 |                                 | （再掲）男女共同参画フォーラムの開催         | 男女共同参画社会づくり事業（再掲） | 男女共同参画推進委員を中心に、様々な分野における推進のための啓発活動を行う。   | 男女共同参画フォーラムの開催<br>推進委員会活動報告、基調講演<br>開催日 平成29年1月22日（日）<br>参加者 191名  | 企画財政課 |
|                 |                                 | 生涯学習・社会教育講座やフォーラム開催        | 武田の里ライフカレッジ支援事業   | 市民一人ひとりが自己の人格を磨き豊かな人生を送ることができるよう、生涯学習の理念に基づき男女共学の学びの場である武田の里ライフカレッジを支援する。                | 年間12回開催（毎月1回） 延べ6,693名受講<br>学生数849名（市内526名 市外323名）<br>9クラブ・同好会活動（希望者のみ）<br>クラブ員数 200名<br>3月学園祭において作品展示及び発表<br>移動学習 真田丸と小布施の旅 52名参加   | 教育課   |
|                 |                                 |                            | 生涯学習フェスタ実施事業      | 生涯学習に係る活動の場を提供することにより、市民一人ひとりの生涯学習への意欲を高めるとともに、学習活動への参加を促進するための契機とし、まちづくりに繋げていくことを目的とする。 | 開催日 平成28年11月5日（土）・6日（日）<br>出演者 782名 出品者 710名<br>来場者 約3,200名<br>・記念公演<br>ブルー・アイランド氏の<br>みんなで楽しむ音楽会<br>マルチアーティスト 青島 広志 氏<br>テノール歌手 小野 つとむ 氏<br>・お茶のおもてなし文化協会 茶道部<br>・生涯学習活動実践発表<br>「中田公民館中条上野分館・葦崎北東小学校」<br><br>*各地区生涯学習推進の集い（11月～3月に開催） |       |

基本目標1. 男女共同参画の意識づくり

| 施策              | 施策の方向                           | 事業の内容                     | 具体的な事業名<br>又は施策   | 具体的な事業又は施策の内容   | 実績   | 担当課   |
|-----------------|---------------------------------|---------------------------|-------------------|---|--|-------|
| 教育における男女共同参画の推進 | 講演会や学習の機会を通じた、社会教育における男女共同参画の推進 | 生涯学習・社会教育講座やフォーラム開催       | 生涯学習市民講座開設事業      | 中央公民館事業として、子どもから高齢者まで、市民の多様な学習ニーズに応えるため、学習機会の場を提供し、時代に即応した講座を企画・実施する。 | <p>【平成28年度実施講座】</p> <p>1 親子ふれあい体験教室 2回・51人<br/>                 2 韮崎高校「ふれあい教室」1回・45人<br/>                 3 ふるさと歴史再発見ワークショップ 3回・73人<br/>                 4 ふる里だいき講座 3回・217人<br/>                 5 いきいき健康講座「カーリンコン」2回・44人<br/>                 6 パソコン講座(4講座) 2回・101人<br/>                 7 筆ペン講座(2講座) 2回・73人<br/>                 8 懐かしの16mmフィルム上映会 2回・55人<br/>                 9 COCOつな「笑いヨガ」 1回・25人<br/>                 10 COCOつな「みんなで笑おう」1回・12人<br/>                 11 工芸講座「コサージュ作り」 1回・19人<br/>                 12 料理講座「季節の野菜のパン作り」1回・18人<br/>                 13 市内小学生朗読講座「大型紙芝居」33人<br/>                 14 「まなびの広場」出前事業 49回・2,234人<br/>                 15 子育て支援センター共催事業 3回・373人</p> <p>リズム体操, 食育イベント, 音楽会</p> | 教育課   |
| 情報発信における人権の尊重   | 男女共同参画を進めるための表現の浸透              | 男女共同参画の視点に立った広報・HP・印刷物の作成 | (各課)              | 性差別につながる表現がないか点検し、不適切なものについては是正する。                                    | 6月が県の推進月間であることから、広報6月号に男女共同参画推進委員によるまちづくり懇談会の内容を掲載(企画財政課)  | 各課    |
| 国際社会の取り組みとの同調   | 国際社会の動向を踏まえた取り組みの推進             | 国際社会における取り組み等の情報提供        | 男女共同参画社会づくり事業(再掲) | 男女共同参画推進委員会を中心に、様々な分野における推進のための啓発活動を行うなかで、国際社会における取組についても周知する。        | <実績なし>   | 企画財政課 |

基本目標2. 男女がともに助け合う家庭生活の推進

| 施策                       | 施策の方向                                   | 事業の内容                                 | 具体的な事業名<br>又は施策   | 具体的な事業又は施策の内容   | 実績  | 担当課   |
|--------------------------|---|---------------------------------------|-------------------|---|---|-------|
| 男女がともに家庭責任を担える人づくり・環境づくり | 家庭における固定的な性別役割分担意識の是正                   | (再掲)生涯学習施設等における啓発講座の開催 (地区推進活動)       | 男女共同参画社会づくり事業(再掲) | 韮崎市の男女共同参画社会実現を目指し、条例及び計画に基づいた推進を行う。男女共同参画推進委員を中心に、様々な分野における推進のための啓発活動を行う。(再掲)  | 推進委員による各地区推進活動<br>生涯学習の集い等での講演や内容説明等<br>広報6月号掲載<br>推進委員活動報告等(再掲)  | 企画財政課 |
|                          |   | (再掲)広報・HPを通じた啓発(6月推進月間等)              |                   |   |   |       |
|                          | 男女が協働して家事・育児・介護に参画するための学習の機会や啓発などの支援の充実 | 家事・育児・介護への協働を促すための講座や教室等の開催(男性の料理教室等) | 男女共同参画社会づくり事業(再掲) | 韮崎市の男女共同参画社会実現を目指し、条例及び計画に基づいた推進を行う。男女共同参画推進委員を中心に、様々な分野における推進のための啓発活動を行う。(再掲)  | 「性で家事を固定化しない家庭」「夫婦で家事に自立する家庭」を目指してもらうため、市内17世帯を「モデル家庭」に認定した。  |       |
| 男女共同参画モデル家庭の認定           |   |                                       |                   |   |   |       |
| 子育てがしやすい社会環境の整備          | 保育サービスや放課後児童対策の充実などの子育て支援の充実            | 各種子育て支援サービス・相談支援の充実                   | 児童センター運営事業        | <ul style="list-style-type: none"> <li>子育て支援活動の実施<br/>乳児から18歳までの児童に健全な遊び場を与え、子育て講座開催や育児相談の実施、子育てサークル等地域活動への場の提供を行う。</li> <li>放課後児童健全育成の実施(児童クラブの設置)<br/>保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に修学している児童に対し、授業の終了後及び学校休校日に児童センターを利用して行う。</li> </ul> | 韮崎・北東・北西・甘利児童センターの開館<br>・年間利用者数 延 49,108人(うち放課後児童クラブ利用 延 47,365人)   | 福祉課   |
|                          |   |                                       | 児童手当施行事業          | 0歳から中学校終了前までの児童を養育している保護者に手当を支給し、次代の社会を担う子どもの育ちを社会全体で応援する制度。  | 対象児童延人数 40,851人<br>支給額 451,585,000円   |       |
|                          |   |                                       | 家庭児童相談員設置事業       | 福祉事務所に家庭児童相談員を設置し、相談員が家庭における児童養育の技術及び児童に係る家庭の人間関係に関する事項等について相談支援を行う。  | <ul style="list-style-type: none"> <li>相談件数 79件</li> <li>虐待関係 29件</li> <li>保健関係 0件</li> <li>障害関係(肢体・言語・重心・知的・自閉) 9件</li> <li>性格関係 2件</li> <li>不登校関係 7件</li> <li>就労関係 1件</li> <li>その他 31件</li> </ul> |       |

基本目標2. 男女がともに助け合う家庭生活の推進

| 施策              | 施策の方向                        | 事業の内容               | 具体的な事業名<br>又は施策 | 具体的な事業又は施策の内容  | 実績   | 担当課 |
|-----------------|------------------------------|---------------------|-----------------|--|--|-----|
| 子育てがしやすい社会環境の整備 | 保育サービスや放課後児童対策の充実などの子育て支援の充実 | 各種子育て支援サービス・相談支援の充実 | 母子保護措置事業        | 18歳未満の児童を養育している母子世帯が生活上の様々な問題のため、児童の養育が十分にできない場合に、母子生活支援施設で保護し生活の自立を支援する。  | <ul style="list-style-type: none"> <li>母子生活支援施設（1件）<br/>事業費 4,300,384円</li> <li>助産施設（1件）<br/>事業費 297,270円</li> </ul>   | 福祉課 |
|                 |                              |                     | ひとり親家庭支援事業      | ひとり親家庭の自立・生活の安定のための支援 <ul style="list-style-type: none"> <li>母子家庭等入進学祝い金支給<br/>ひとり親家庭等の児童が小・中学校に入進学する際の祝金として、児童1人に1万円支給</li> <li>貸付事業利子補給<br/>各種福祉資金を受けた世帯への利子を補給</li> <li>祖父母孫家庭等応援助成金支給<br/>父母以外の親族が児童を養育している家庭に対し、第1子月額1万円、第2子以降月額5千円を支給</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>ひとり親世帯小中学校入進学祝金の支給（29件）</li> <li>貸付事業利子補給（0件）</li> <li>祖父母孫家庭等応援助成金の支給（受給者 2世帯）</li> </ul>  |     |
|                 |                              |                     | 母子家庭自立支援事業      | 母子家庭の母の就業を支援し、世帯の生活の安定を図り、児童の健全な育成へ繋げる。 <ul style="list-style-type: none"> <li>母子家庭等高等技能訓練促進費等事業<br/>母子家庭の母等が資格取得を容易にするため、母子家庭等高等技能訓練促進費及び入学支援修了一時金を支給</li> <li>自立支援教育訓練給付事業<br/>母子家庭の母等が資格養成講座を修学したときの生活費を給付</li> </ul>                               | <ul style="list-style-type: none"> <li>高等技能訓練促進事業（受給者2名）</li> <li>自立支援教育訓練給付事業（受給者0）</li> </ul>  |     |
|                 |                              |                     | 保育園運営事業（再掲）     | 保護者が就労、疾病等何らかの理由で日常保育が出来ない家庭の子育て支援を行う。   | <ul style="list-style-type: none"> <li>保育園数 5園<br/>園児定員 620名<br/>年度末園児数 533名(広域入所を含む)</li> <li>年間延べ人員 6,312名</li> <li>保育時間等（延長含む）<br/>7：30～19：00まで保育 4園<br/>8：00～18：00まで保育 1園</li> <li>一時預り（穴山保育園）<br/>延べ利用者数 261名</li> <li>一時預り（すずらん保育園）<br/>延べ利用者数 871名</li> <li>病児・病後児保育所<br/>H23.9～開設（市立病院内）<br/>延べ利用者数403名</li> </ul> |     |

基本目標2. 男女がともに助け合う家庭生活の推進

| 施策              | 施策の方向                        | 事業の内容                                | 具体的な事業名<br>又は施策 | 具体的な事業又は施策の内容   | 実績  | 担当課   |
|-----------------|------------------------------|--------------------------------------|-----------------|---|---|-------|
| 子育てがしやすい社会環境の整備 | 保育サービスや放課後児童対策の充実などの子育て支援の充実 | 各種子育て支援サービス・相談支援の充実                  | 児童扶養手当施行事業      | 父または母と生計を別にしている児童を養育する方等に手当を支給し、児童の生活の安定を図る（所得制限等あり）<br>・第1子 9,990～42,330円<br>・第2子加算 5,000～10,000円<br>・第3子加算 3,000～6,000円           | <ul style="list-style-type: none"> <li>支給対象数 426人</li> <li>対象児童数 373人</li> <li>総支給額 107,670,650円</li> </ul>   | 福祉課   |
|                 |                              |                                      | 地域子育て支援センター     | 地域の子育て家庭及びこれから子育てを始める家庭の保護者や児童に対する相談指導、情報及び交流の場を提供し、楽しい子育てをサポートするとともに、子育てサークルの育成・支援活動を行う。   | <ul style="list-style-type: none"> <li>設置数 1ヶ所（市民交流センター内）</li> <li>H28年度</li> <li>述べ利用者数 53,357人</li> <li>各種教室等イベント開催回数 604回</li> <li>イベント参加者数 17,578人</li> </ul>                           |       |
| 介護を支える社会環境の整備   | 高齢者福祉施策の推進                   | 各種高齢者福祉サービスの充実と地域包括支援センターによる適切な利用の促進 | 介護保険運営事業        | 家族介護者の介護の負担の軽減を図るため、介護保険制度を周知する。  | 11月11日の介護の日にあわせ、広報に介護保険に関する制度の周知を図った。   | 介護保険課 |
|                 |                              |                                      | 在宅介護家族リフレッシュ事業  | 介護者が旅行等で不在の間、当該高齢者を介護施設にショートステイさせる場合に、その施設の利用料を助成し、介護者のリフレッシュ及び肉体的・精神的負担の軽減を図る。<br>・年2回（1回7日以内）<br>利用者の負担額、食費、滞在費の1/2を助成（9,000円を限度） | 利用者 2名 助成額 30,000円（19日分助成）  |       |
|                 |                              |                                      | 総合相談支援事業        | 地域の高齢者が住み慣れた地域で、安心してその人らしい生活を継続していくことができるようにするための必要な支援を把握し、地域における適切なサービス、関係機関及び制度の利用につなげる支援を行う。                                     | <ul style="list-style-type: none"> <li>相談件数：合計 4,076件（電話相談 1,275件、来所 675件、訪問 2,059件、その他 67件）</li> <li>もの忘れ相談日 2件</li> <li>相談日以外の認知症相談 151件</li> <li>虐待相談 13件</li> <li>権利擁護相談 41件</li> </ul> |       |

基本目標2. 男女がともに助け合う家庭生活の推進

| 施策            | 施策の方向      | 事業の内容                                | 具体的な事業名<br>又は施策 | 具体的な事業又は施策の内容  | 実績  | 担当課   |
|---------------|------------|--------------------------------------|-----------------|--|---|-------|
| 介護を支える社会環境の整備 | 高齢者福祉施策の推進 | 各種高齢者福祉サービスの充実と地域包括支援センターによる適切な利用の促進 | 地域介護予防活動支援事業    | 日常の人間関係づくりを基に、声掛け、誘い合い、励ますことや介護予防事業の企画への参加、運営等への協力を求め、地域に適した介護予防事業を推進する。 | <ul style="list-style-type: none"> <li>シニア健康サポーター養成講座・フォロー研修</li> <li>回数 5回 延べ参加者142人</li> <li>新規養成者数 6人</li> <li>登録者数 68人</li> </ul> | 介護保険課 |
|               |            |                                      | ファミリーサポート支援事業   | 育児の援助を依頼したい者と育児の援助を提供したい者を登録し、安心して働くことのできる環境づくりを支援する組織を設置して、地域の子育て支援を行う。 | 平成28年度末<br><ul style="list-style-type: none"> <li>依頼会員 248人</li> <li>協力会員 45人</li> <li>両方会員 17人</li> </ul>                            | 福祉課   |

基本目標3. 男女がともに担う地域社会づくりの促進

| 施策                               | 施策の方向                                       | 事業の内容   | 具体的な事業名<br>又は施策           | 具体的な事業又は施策の内容  | 実績   | 担当課   |
|----------------------------------|---|---|---------------------------|--|--|-------|
| 政策・方針<br>決定過程へ<br>の男女共同<br>参画の促進 | 行政における政策決定過程へ<br>の男女共同参画の促進                 | 審議会等委員の選出、運営方法の見直し                              | 市の審議会用委員<br>への女性の参画推<br>進 | 各種審議会等の公的役割を、男女<br>で共に担うことで、男女共同参画<br>社会の実現を目指す。   | 審議会への女性の登用率：27.2%  | 各課    |
|                                  |   | 女性職員の能力開発と登用の推進                                 | 職員研修事業                    | 人材育成基本方針で示す職員（市<br>民志向・経営感覚・チャレンジ意<br>識・自己啓発）を育成すべく、市<br>町村職員中央研修所等への派遣及<br>び庁内研修により、職員の能力開<br>発や意識向上を図る。また、男女<br>平等の視点に立った管理職登用を<br>推進する。 | 管理職研修：10人<br>市町村職員研修所研修：96人<br>市町村職員中央研修所研修：3人<br>先進地視察研修：26人<br>庁内職員研修：482人<br>その他各種研修会：69人（延べ人数）   | 政策秘書課 |
|                                  | 団体等における方針決定過程<br>への男女共同参画の促進                | 地域における女性の参画促進に向け<br>た啓発                         | 男女共同参画社会づくり事業（再掲）         |  |  |       |
| 地域活動へ<br>の男女共同<br>参画の促進          | 地域における固定的な性別役<br>割分担意識解消に向けた啓発<br>の推進       | 男女共同参画の視点に立った慣習の<br>見直しの啓発                      | 男女共同参画社会づくり事業（再掲）         |  | 男女共同参画フォーラムの開催<br>推進委員会活動報告、基調講演<br>開催日 平成29年1月22日（日）<br>参加者 191名<br>円野町かかしまつりへの出展による啓発活動<br>男女共同参画をテーマにしたかかしを制作<br>男性の料理教室の開催<br>実施日 平成28年11月19日（土）<br>環境の視点からまちづくり<br>市ごみアクションプランについて学び、施<br>設見学（エコパークたつおか）を実施<br>結果はフォーラムにて発表 | 企画財政課 |
|                                  |   | （再掲）広報・HP を通じた啓発                                | 男女共同参画社会づくり事業（再掲）         |  |  |       |
|                                  | 地域活動における男女共同参<br>画の促進及び支援の推進                | （再掲）生涯学習施設等における啓<br>発講座の開催                      | 男女共同参画社会づくり事業（再掲）         |  |  |       |
|                                  | 防災・減災活動やまちづくり<br>などの、新たな分野における<br>男女共同参画の推進 | 男女共同参画の視点に立った市民活<br>動・NPO活動の推進                  | 男女共同参画社会づくり事業（再掲）         |  |  |       |
|                                  |   | 地域防災・減災活動やまちづくりへ<br>の男女共同参画の推進（男女協働の<br>避難所運営等） | 男女共同参画社会づくり事業（再掲）         |  |  |       |

基本目標4. 男女がともに働きやすい職場環境の整備

| 施策              | 施策の方向                     | 事業の内容                   | 具体的な事業名<br>又は施策   | 具体的な事業又は施策の内容  | 実績  | 担当課            |
|-----------------|---------------------------|-------------------------|-------------------|--|---|----------------|
| 職場における男女平等の確保   | 男女共同参画の関連法令の周知の徹底と雇用機会の均等 | 男女共同参画関連法令の普及・啓発        | 男女共同参画社会づくり事業（再掲） | 葦崎市の男女共同参画社会実現を目指し、条例及び計画に基づいた推進を行う。男女共同参画推進委員を中心に、様々な分野における推進のための啓発活動を行う。 | 男女共同参画フォーラムの開催<br>推進委員会活動報告、基調講演<br>開催日 平成29年1月22日（日）<br>参加者 191名 | 企画財政課          |
|                 |                           |                         |                   |  | 該当事業なし  | 商工観光課          |
| ワーク・ライフ・バランスの推進 | 多様な働き方を可能にするための情報提供の充実    | 多様な就労形態の普及              | 男女共同参画社会づくり事業（再掲） | 葦崎市の男女共同参画社会実現を目指し、条例及び計画に基づいた推進を行う。男女共同参画推進委員を中心に、様々な分野における推進のための啓発活動を行う。 | <実績なし>  | 商工観光課<br>企画財政課 |
|                 |                           | 時間外労働の改善に向けての啓発         |                   |  |   |                |
|                 |                           | 育児・介護休業制度の普及・啓発         |                   |  |   |                |
|                 |                           | 男女共同参画推進による企業への効果に関する啓発 |                   |  | 男女共同参画フォーラムのご案内を市内事業所（約90社）へ送付                                    |                |

基本目標5. 人権が尊重される社会の形成

| 施策            | 施策の方向                           | 事業の内容        | 具体的な事業名<br>又は施策 | 具体的な事業又は施策の内容   | 実績   | 担当課 |
|---------------|---------------------------------|--------------|-----------------|---|--|-----|
| 生涯を通じた健康づくり支援 | スポーツ活動や健診体制の充実など、生涯を通じた健康づくりの推進 | 健康診査・保健指導の実施 | 訪問指導事業          | 健診要指導者。精神疾患者等療養上保健指導が必要と認められる者を訪問し、健康の維持増進を図る。  | 訪問実人員 55人 延べ 60件   | 保健課 |
|               |                                 |              | 健康診査事業          | 25～39歳の若者や社会保険の被扶養者など、検診を受ける機会のない市民を対象に疾病の早期発見・早期治療を目的に総合健診を実施する。市民の利便性を鑑み検診車により各地区を巡回して実施する。         | 19回開催<br><ul style="list-style-type: none"> <li>一般基本健診受診者数：228人</li> <li>肝炎ウイルス検査受診者数：324人</li> <li>骨粗しょう症検査受診者数：177人</li> <li>貧血、心電図、眼底検査受診者数：640人</li> <li>社会保険被扶養者受診者数：412人</li> </ul>  |     |
|               |                                 |              | がん検診事業          | がん対策基本法及び健康増進法に基づき、市民を対象に各種がんの早期発見、早期治療を目的にがん検診を実施する。   | 各種がん検診受診者数<br><ul style="list-style-type: none"> <li>胃がん：1,072人</li> <li>大腸がん：3,358人</li> <li>肺がん（X線）：2,532人</li> <li>肺がん（喀痰）：37人</li> <li>肺がん（CT）：973人</li> <li>子宮頸がん：1,359人</li> <li>乳がん：1,949人</li> <li>肝がん：3,230人</li> <li>前立腺がん：986人</li> </ul> |     |
|               |                                 |              | 特定健診事業          | 40～74歳の国民健康保険の加入者を対象に疾病の早期発見、早期治療を目的に内臓脂肪症候群に着目した検診を実施する。特定健診及び人間ドック未受診を対象とした、かかりつけ医からの健康診査情報提供を実施する。 | 20回開催<br><ul style="list-style-type: none"> <li>特定健診対象者数：5,816人</li> <li>特定健診受診者数：2,159人</li> <li>特定健診受診率：37.1%（暫定値）</li> <li>特定健康診査情報提供対象者：614人</li> <li>特定健康診査情報提供数：181件</li> <li>特定健康診査情報提供率：29.5%</li> </ul>                                     |     |
|               |                                 |              | 特定保健指導事業        | 特定健診受診者のうち、健診結果を階層化し特定保健指導の対象者を選定する。生活習慣を改善するための支援を6か月に亘り行い、メタボリックシンドロームの該当者・予備群を減少させる。               | 巡回検診・人間ドック<br><ul style="list-style-type: none"> <li>積極的支援：46人</li> <li>動機付け支援：142人</li> <li>計：188人</li> </ul> （初回面接出席者数）  |     |

基本目標5. 人権が尊重される社会の形成

| 施策            | 施策の方向   | 事業の内容   | 具体的な事業名<br>又は施策 | 具体的な事業又は施策の内容   | 実績   | 担当課     |         |         |         |         |        |         |         |         |          |        |
|---------------|---|---|-----------------|---|--|---------|---------|---------|---------|---------|--------|---------|---------|---------|----------|--------|
| 生涯を通じた健康づくり支援 | スポーツ活動や健診体制の充実など、生涯を通じた健康づくりの推進   | 健康診査・保健指導の実施  | 人間ドック事業         | <p>疾病の予防と早期発見に努め、市民の健康増進と自己の健康管理に対する意識向上を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>人間ドック 40～74歳の国保被保険者<br/>(公費負担 男23,000円、女28,000円)</li> <li>脳ドック<br/>50歳以上で1年以内に受診した血液検査結果が提出できる方(前年度脳ドックを受診していない方。公費負担 10,000円)</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>人間ドック受診者数(男性)：203人</li> <li>人間ドック受診者数(女性)：229人</li> <li>脳ドック受診者数：27人</li> </ul>   | 保健課     |         |         |         |         |        |         |         |         |          |        |
|               |   | 各種スポーツ大会等事業の運営  | 社会体育振興事業        | <p>市民の心身の健康、体力づくり推進のため、体育祭やニュースポーツ体験を支援する。意識・競技力向上のため、各大会の出場への支援をする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>体育祭</li> <li>スポーツ少年団</li> <li>スポーツ推進委員活動</li> <li>体力測定</li> </ul>   | <p>&lt;体育祭&gt;<br/>葦崎市各町体育祭実施 11町 年1回</p> <p>葦崎市体育祭参加者 16種目20競技 約2,100人</p> <p>山梨県体育祭り参加者 25種目 400人</p> <p>スポレク参加者 12種目 143人</p> <p>&lt;スポーツ少年団&gt;<br/>少年団数 17団 団員数 250人</p> <p>&lt;スポーツ推進委員活動&gt;<br/>スポーツ推進委員 20名<br/>定例会等開催回数 12回</p> <p>葦崎スポーツクラブ関連事業等出席回数 21回</p> <p>巡回体力測定会・<br/>ニュースポーツ教室開催回数 22回</p> <p>スポーツ少年団体力測定 2回</p> <p>関東研究大会山梨大会 実行委員会(甲府市全10回)</p>                           | 教育課     |         |         |         |         |        |         |         |         |          |        |
|               |   | 健康づくり教室や講座等の実施  | いきいきほっとサロン事業    | <p>高齢者に外出、交流の機会を提供することにより、高齢者の孤独感の解消や生きがいづくりなどを目的とし、老人クラブ、自治会、ボランティア等を中心に、地区公民館等を利用したレクリエーションを開催する。</p> <p>対象者：65歳以上の一人暮らし高齢者、及び75歳以上の高齢者</p>   | <p>(開催回数)</p> <table border="0"> <tr> <td>葦崎町：92回</td> <td>清哲町：24回</td> </tr> <tr> <td>穂坂町：20回</td> <td>神山町：10回</td> </tr> <tr> <td>藤井町：30回</td> <td>旭町：20回</td> </tr> <tr> <td>中田町：18回</td> <td>大草町：11回</td> </tr> <tr> <td>穴山町：18回</td> <td>龍岡町：107回</td> </tr> <tr> <td>円野町：9回</td> <td></td> </tr> </table> <p>(合計：359回)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>参加実績 2,520人</li> </ul> | 葦崎町：92回 | 清哲町：24回 | 穂坂町：20回 | 神山町：10回 | 藤井町：30回 | 旭町：20回 | 中田町：18回 | 大草町：11回 | 穴山町：18回 | 龍岡町：107回 | 円野町：9回 |
| 葦崎町：92回       | 清哲町：24回   |   |                 |   |  |         |         |         |         |         |        |         |         |         |          |        |
| 穂坂町：20回       | 神山町：10回   |   |                 |   |  |         |         |         |         |         |        |         |         |         |          |        |
| 藤井町：30回       | 旭町：20回  |   |                 |   |  |         |         |         |         |         |        |         |         |         |          |        |
| 中田町：18回       | 大草町：11回   |   |                 |   |  |         |         |         |         |         |        |         |         |         |          |        |
| 穴山町：18回       | 龍岡町：107回  |   |                 |   |  |         |         |         |         |         |        |         |         |         |          |        |
| 円野町：9回        |   |   |                 |   |  |         |         |         |         |         |        |         |         |         |          |        |
| 老壮大学事業        | <p>60歳以上の市民を対象に構成される老壮大学において、外部講師による講演、インストラクターによる健康づくり体操を開催。この活動を補助金で支援。</p> | <p>(講座) 毎月1回、講師を招いての講演<br/>参加延べ人数：2,296人</p> <p>(部活動) 華道：9人 書道：15人<br/>写真：19人 文芸：14人<br/>詩吟：19人 手芸：12人<br/>園芸：16人 囲碁：7人<br/>舞踊：4人</p> <p>(教室) 社交ダンス教室：14人<br/>介護予防・健康づくり教室：45人<br/>健康教室：66人</p> |                 |   |  |         |         |         |         |         |        |         |         |         |          |        |

基本目標5. 人権が尊重される社会の形成

| 施策            | 施策の方向                           | 事業の内容          | 具体的な事業名<br>又は施策 | 具体的な事業又は施策の内容   | 実績   | 担当課 |
|---------------|---------------------------------|----------------|-----------------|---|--|-----|
| 生涯を通じた健康づくり支援 | スポーツ活動や健診体制の充実など、生涯を通じた健康づくりの推進 | 健康教育・相談の充実     | 健康教育事業          | 生活習慣病予防、健康の保持増進について、正しい知識の普及を図るとともに適切な指導・支援を行う。<br><ul style="list-style-type: none"> <li>各健康教室</li> <li>病態別健康教育</li> <li>講演会</li> <li>出前塾</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>総合健診結果報告会：37回 850人</li> <li>健康アップ教室：24回 300人</li> <li>にらさきいきいきウォーキング：3回 234人</li> <li>総合健診歯科教育：16回 486人</li> <li>高血圧教室：教室2回 38人</li> <li>糖尿病予防講演会：1回 36人</li> <li>出前塾：16回 654人</li> </ul>   | 保健課 |
|               |                                 |                | 健康相談事業          | 心身の健康に関する個別の相談に応じ、必要な指導・助言を行い、家庭における健康管理を図る。  | <ul style="list-style-type: none"> <li>歯と口の健康週間：1回 335人</li> <li>定例健康相談（月・木）：93回 266人</li> <li>総合健診個別歯科相談：16回 486人</li> <li>総合健診結果報告個別相談：37回 850回</li> </ul>   |     |
|               | 乳幼児健診や相談など、母子保健の充実              | 各種健診、母子保健事業の実施 | 母子保健事業          | 「健やか親子21」の理念に基づき、少子・高齢社会の中で生涯の健康づくりの基礎である乳幼児から一貫した健康づくりに取り組むための保健指導事業。<br><br>予防接種事業<br><ul style="list-style-type: none"> <li>個別予防接種の実施</li> <li>母子保健事業</li> <li>健康診査</li> <li>訪問相談</li> <li>健康教育</li> </ul> | 個別予防接種者数（延べ人数）<br><ul style="list-style-type: none"> <li>四種混合（Ⅰ期）：799人</li> <li>二種混合（Ⅱ期）：214人</li> <li>不活化ポリオ：37人</li> <li>日本脳炎（Ⅰ期）：670人</li> <li>日本脳炎（Ⅱ期）：236人</li> <li>BCG：198人</li> <li>ヒブ：792人</li> <li>小児用肺炎球菌：788人</li> <li>子宮頸がん予防：2人</li> <li>水痘：398人</li> <li>B型肝炎：324人</li> <li>高齢者インフルエンザ：5,155人</li> <li>高齢者肺炎球菌ワクチン：762人</li> </ul> 母子健康手帳交付、妊産婦相談：209人<br>家庭訪問：191件<br>パパママ学級：15回 149人<br>育児学級：4回 32人<br>乳幼児教室：36回 581人<br>乳幼児健診：36回 567人<br>相談事業（心理・言語・歯科・育児・療育）：78回 710人<br>妊婦乳児一般健康診査受診状況<br><ul style="list-style-type: none"> <li>妊婦（14回）2,284件</li> <li>乳児（2回）246件</li> <li>HTLV-1検査（1回）186件</li> <li>クラミジア抗原検査（1回）181件</li> <li>市内保育園幼稚園巡回訪問：年2回</li> </ul> |     |
|               | 母子栄養相談の充実                       |                |                 |   |  |     |
|               |                                 | 感染症対策の充実       |                 |   |  |     |

基本目標5. 人権が尊重される社会の形成

| 施策                     | 施策の方向                     | 事業の内容  | 具体的な事業名<br>又は施策                 | 具体的な事業又は施策の内容  | 実績   | 担当課    |                |       |    |       |     |       |    |      |    |     |
|------------------------|---------------------------|--|---------------------------------|--|--|--------|----------------|-------|----|-------|-----|-------|----|------|----|-----|
| 生涯を通じた健康づくり支援          | 乳幼児健診や相談など、母子保健の充実        | 障害の早期発見に向けた取組の充実   | 発達障がい児支援連携会議                    | 発達障がい等のある子ども、保護者に対し、乳幼児期から学齢期まで一貫した支援が行えるよう医療・保健・教育・福祉関係者による連携会議の実施            | <ul style="list-style-type: none"> <li>○コアメンバー会議（年4回程度実施） <ul style="list-style-type: none"> <li>・保健・教育・福祉のコアメンバーにより会議の運営を協議。H29年度より要保護児童対策協議会に機能を吸収。</li> </ul> </li> <li>○定例会議（年2回程度実施） <ul style="list-style-type: none"> <li>・病院ワーカー、保健師、保育士、特別支援教育コーディネーター、行政職員などにより個別や地域の課題を協議</li> </ul> </li> <li>○全体研修（年1回実施） <ul style="list-style-type: none"> <li>・定例会議メンバー及び地域の関係者を対象にしたスキルアップ研修</li> </ul> </li> </ul> | 福祉課    |                |       |    |       |     |       |    |      |    |     |
| 性の尊重についての意識の浸透         | 性の尊重についての意識の浸透            | （再掲）啓発紙の発行と内容の充実   | 男女共同参画社会づくり事業（再掲）               | 葦崎市の男女共同参画社会実現を目指す、条例及び計画に基づいた推進を行う。男女共同参画推進委員を中心に、様々な分野における推進のための啓発活動を行う。（再掲） | <実績なし>   | 企画財政課  |                |       |    |       |     |       |    |      |    |     |
|                        | エイズなどの性感染症や健康をおびやかす問題への対応 | （再掲）広報・HPを通じた啓発  | 男女共同参画社会づくり事業（再掲）               |  |  |        |                |       |    |       |     |       |    |      |    |     |
|                        | 性教育の推進                    | （再掲）人権教育における男女共同参画意識の浸透  | 小・中学校における人権教育の充実（再掲）            | 学校教育活動全体を通して、性に関する教育の推進を図る。  |  |        | 教育課程の中に位置づけて実施 | 教育課   |    |       |     |       |    |      |    |     |
|                        | 正しい知識の普及・啓発及び生徒指導、教育相談の実施 | 性に関する教育の推進   | 学校教育活動全体を通して、性に関する教育の推進を図る。（再掲） | 教育課程の中に位置づけて実施（再掲）   |  |        |                |       |    |       |     |       |    |      |    |     |
| あらゆる暴力の根絶              | DVの防止に向けた啓発の推進            | （再掲）啓発紙の発行と内容の充実   | 男女共同参画社会づくり事業（再掲）               | 葦崎市の男女共同参画社会実現を目指す、条例及び計画に基づいた推進を行う。（再掲）                                       | <table border="0"> <tr> <td>虐待相談件数</td> <td>29件</td> </tr> <tr> <td>ネグレクト</td> <td>7件</td> </tr> <tr> <td>心理的虐待</td> <td>13件</td> </tr> <tr> <td>身体的虐待</td> <td>9件</td> </tr> <tr> <td>性的虐待</td> <td>0件</td> </tr> </table>  | 虐待相談件数 | 29件            | ネグレクト | 7件 | 心理的虐待 | 13件 | 身体的虐待 | 9件 | 性的虐待 | 0件 | 福祉課 |
|                        |                           | 虐待相談件数   | 29件                             |  |  |        |                |       |    |       |     |       |    |      |    |     |
| ネグレクト                  | 7件                        |  |                                 |  |  |        |                |       |    |       |     |       |    |      |    |     |
| 心理的虐待                  | 13件                       |  |                                 |  |  |        |                |       |    |       |     |       |    |      |    |     |
| 身体的虐待                  | 9件                        |  |                                 |  |  |        |                |       |    |       |     |       |    |      |    |     |
| 性的虐待                   | 0件                        |  |                                 |  |  |        |                |       |    |       |     |       |    |      |    |     |
| 暴力を防止する法制度等に関する情報提供の充実 | 児童虐待対策事業                  | 児童虐待通告の受理及びその対応を行い、保護や専門的支援を必要とする児童の児童相談所への送致及び支援依頼を行う。<br>葦崎市児童虐待防止連絡会議を設置し、児童虐待の未然防止、早期発見、対応、啓発の強化を図る。 |                                 |  |  |        |                |       |    |       |     |       |    |      |    |     |

## 数値目標・実績

| 基本<br>目標 | 項目                        | 実績（基礎数値）<br>H23年度        | 実績<br>H28年度                | 目標<br>(H34年度)            | 目標との差            |
|----------|---------------------------|--------------------------|----------------------------|--------------------------|------------------|
| 1        | 韮崎市男女共同参画推進条例の浸透          | —                        | —                          | 50.0%                    | —                |
|          | 「男は仕事、女は家庭」と考える市民の割合      | 46.5%                    | —                          | 35.0%                    | —                |
| 2        | 「男性が家事・育児を行うこと」に賛成する男性の割合 | 家事 77.4%<br>育児 79.3%     | —                          | 家事 90.0%<br>育児 90.0%     | —                |
|          | ファミリーサポートセンター会員数          | 208人                     | 310人                       | 300人                     | 目標値超             |
|          | 認知症サポーター養成講座受講者数（累計）      | 1,110人                   | 3,991人                     | 1,300人                   | 目標値超             |
| 3        | 市の審議会等における女性委員の割合         | 23.4%                    | 27.2%                      | 30.0%                    | -2.8%            |
|          | 自治会長に占める女性の割合             | 2.0%                     | 1.0%                       | 5.0%                     | -4.0%            |
|          | 地域減災リーダーに占める女性の割合         | —                        | 18.9%                      | 50.0%                    | -31.1%           |
| 4        | 25～40歳（子育て世代）における女性の就業率   | 63.0%                    | —                          | 70.0%                    | —                |
|          | 男性職員の育児休業取得率（韮崎市）         | 0%                       | 0%                         | 10.0%                    | -10%             |
|          | 管理職（一般行政職）に占める女性の割合       | 2.4%                     | 0%                         | 10.0%                    | -10%             |
| 5        | 特定健診受診率（40～74歳）           | 42.1%                    | 37.1%                      | 60.0%                    | -22.9%           |
|          | 乳がん、子宮頸がんの検診受診率           | 乳がん 33.0%<br>子宮頸がん 22.0% | 乳がん 20.0%※<br>子宮頸がん 12.7%※ | 乳がん 50.0%<br>子宮頸がん 50.0% | -30.0%<br>-37.3% |
|          | DV防止法周知度                  | —                        | —                          | 50.0%                    | —                |

※国の事業で検診の無料クーポン配布を行っているが、クーポンの配布対象者がH26から倍増したことから、受診率割合が低い数字となっている。現状、目標での単純比較は不可。

基本目標5. 人権が尊重される社会の形成

| 施策        | 施策の方向                                  | 事業の内容                      | 具体的な事業名<br>又は施策      | 具体的な事業又は施策の内容  | 実績   | 担当課   |
|-----------|--|----------------------------|----------------------|--|--|-------|
| あらゆる暴力の根絶 | DV被害者への相談等の支援体制の整備                     | 被害者自立に向けた支援及び相談の充実         | 配偶者暴力相談事業            | 配偶者からの暴力を受けている者の相談及び配偶者暴力相談支援センターや警察機関等への支援調整  | DV相談件数 6件<br>一時保護所の利用 0件                                   | 福祉課   |
|           |  |                            | 児童虐待対策事業（再掲）         | 児童虐待通告の受理及びその対応を行い、保護や専門的支援を必要とする児童の児童相談所への送致及び支援依頼を行う。<br>斐崎市児童虐待防止連絡会議を設置し、児童虐待の未然防止、早期発見、対応、啓発の強化を図る。 | 虐待相談件数 29件<br>ネグレクト 7件<br>心理的虐待 13件<br>身体的虐待 9件<br>性的虐待 0件 |       |
|           |  | 人権に関する相談の実施                | 人権相談事業               | 人権擁護委員による人権相談所を年4回開設する。  | 市民交流センターニコリ会議室にて、相談所を年4回開設。                                | 企画財政課 |
|           |  |                            | 配偶者暴力相談事業（再掲）        | 配偶者からの暴力を受けている者の相談及び配偶者暴力相談支援センターや警察機関等への支援調整（再掲）  | DV相談件数 6件<br>一時保護所の利用 0件（再掲）                               | 福祉課   |
|           | セクシャル・ハラスメントやパワー・ハラスメントの防止に向けた啓発の推進    | 学校や職場等におけるセクハラ・パワハラ防止対策の促進 | 人権相談事業（再掲）           | 人権擁護委員による人権相談所を年4回開設する。（再掲）  | 市民交流センターニコリ会議室にて、相談所を年4回開設。（再掲）                            | 企画財政課 |
|           |  |                            | 小・中学校における人権教育の充実（再掲） | 学校教育活動全体を通して、性に関する教育の推進を図る。（再掲）  | 教育課程の中に位置づけて実施（再掲）   | 教育課   |
|           |  | 職員研修の実施                    | 職員研修事業（再掲）           | 市町村職員研修所等への派遣及び庁内研修により、職員の能力開発や意識向上を図る。  | <実績なし>   | 政策秘書課 |
|           | セクハラ・ハラスメントやパワー・ハラスメント被害者への相談等の支援体制の整備 | （再掲）人権に関する相談の実施            | 人権相談事業（再掲）           | 人権擁護委員による人権相談所を年4回開設する。（再掲）  | 市民交流センターニコリ会議室にて、相談所を年4回開設。（再掲）                            | 企画財政課 |
|           |  |                            | 配偶者暴力相談事業（再掲）        | 配偶者からの暴力を受けている者の相談   | DV相談件数 6件<br>一時保護所の利用 0件（再掲）                               | 福祉課   |
|           |  |                            | —                    | 職場でのパワハラ・セクハラを受けている者の相談受付  | 常時相談受付   | 政策秘書課 |